

2023年（令和5年）5月2日

保護者様

藤沢市教育委員会

令和5年5月8日からの本市立学校における教育活動について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなります。

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

藤沢市教育委員会では、子どもたちの学びを保障するため、以下に示す感染症対策を実施しながら、教育活動を行ってまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、感染症対策にご協力くださるようお願いいたします。

なお、特別支援学校・特別支援学級におきましては、学校の状況、児童生徒の特性に応じた対応・取組を行っていることを申し添えます。

1. 登校前の健康観察、健康管理について

令和5年5月8日以降は健康調査票を学校へ提出する必要はありません。

登校前の健康観察は継続し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をして登校させないようにお願いします。また、登校後、発熱等症状が確認された場合には、早退の扱いといたします。

2. 出席停止の基準について

以下の場合には、出席停止となりますので、学校へ連絡してください。

（1）新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合

出席停止の期間は、
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
となります

- ①無症状感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
- ②「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

- ③「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- ④出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ⑤令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。

(2) 感染が不安で欠席する場合

- ①同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止の措置をとることができます。
- ②医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと校長が判断した場合についても出席停止の措置をとることができます。

(3) ワクチン接種後の副反応・罹患後症状（いわゆる後遺症）で欠席した場合

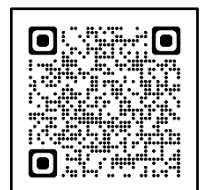
- ① 新型コロナワクチン接種に伴う副反応で体調不良により欠席した場合は、出席停止の措置をとることができます。
*ただし、新型コロナウイルスワクチンの接種のための出欠席の扱いは、原則「欠席」扱いとなります。
- ② 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と医師により診断された場合は、出席停止の措置をとることができます。

3 濃厚接触者の取り扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。また、濃厚接触者の行動制限及び協力要請は行われないため、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒について、出席停止の対象とはなりません。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、
市のホームページもご確認ください

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hokenyobo/corona/5ruiikou.html>



4 教育活動について（学校給食及び昼食含む）

以下の感染症対策については引き続き行いますが、感染状況が落ち着いている平時には、特段の制限を求めず、効果的な教育活動となるよう、工夫して実施します。

- （１）授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも教室等のこまめな換気を行います。（例．２方向の窓を同時に開ける。）
- （２）「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行。
- （３）学校行事や部活動（中学校のみ）等についても、同様に取り組みます。

＊保護者等の参観の際、健康観察を徹底し、発熱、息苦しさ、倦怠感等の症状がある方は、参加を控えるようお願いします。

※但し、白浜養護学校・特別支援学級在籍児童生徒については、個々の特性を踏まえた上で適宜対応していきます。

5 その他

感染者とその家族、治療に当たる医療従事者等に対する偏見や差別、またSNSの投稿等を含めたいじめにつながる行為がないよう発達段階に応じた指導を行ってまいりますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。

各学校ホームページの保護者向けページでの陽性者数の公開につきましては、５類移行に伴い、児童生徒の陽性者報告を日ごとに集計しなくなることから終了いたします。学校での感染状況に不安がある場合は、各学校にご相談ください。

なお、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じることがあります。